

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

- 3 都道府県は、その区域内において日本道路公団が行う高速自動車国道の新設により著しく利益を受ける場合においては、日本道路公団に対して、これに要する費用についての補助金の交付その他財政上の措置を講ずることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に道路整備特別措置法第二条の三の規定による工事実施計画書の認可を受けた区間については、なお従前の例による。

理由

高速自動車国道の建設の促進を図るため、都道府県は、高速自動車国道の新設により著しく利益を受ける場合においては、日本道路公団に対して、これに要する費用についての補助金の交付その他財政上の措置を講ずることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。